

広島高速道路公社建設工事総合評価落札方式の見直しについて

1 趣旨

品確法の基本理念である「価格及び品質が総合的に優れた内容の契約」がなされるよう、実施要領の改正並びに標準的な評価項目、評価基準及び配点の見直しを行う。

2 内容

(1) 対象

原則として10,000千円以上の建設工事のうち、総合評価落札方式を適用するもの

(2) 実施要領の改正

所要の見直しにより、定義及び用語の明確化を図るよう改正するもの

(3) 標準的な評価項目、評価基準及び配点の見直し

	簡易型	標準型	高度技術提案型
評価項目	配置予定技術者のヒアリング項目を廃止	変更なし	(個別設定)
評価基準	主任(監理)技術者又は現場代理人として優秀建設技術者表彰の実績がある場合に加え、担当技術者として「若手優秀建設技術者表彰の実績がある」場合についても加点対象とするよう変更		(個別設定)
配点	継続教育(CPD)の配点及び企業の実績・能力の配点の変更		(個別設定)
加算点計	変更なし(30点)		変更なし(50点) (個別設定)

3 施行期日

令和8年4月1日以降に公告する案件から実施する。